

難聴児の早期支援及び関係機関連携強化検討会設置要綱

3 福保障施第2692号

令和4年 1月 24日

第1 目的

難聴児の早期発見・早期療育を推進し、難聴児及びその家族に対して切れ目のない支援を実現できるよう、聴覚障害児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の関係機関の情報共有をはじめ、連携の強化を図ることを目的として、聴覚障害児の早期支援及び関係機関連携強化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 検討事項

- 1 検討会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 難聴児の早期支援に関すること
 - (2) 難聴児の支援に係る関係機関の課題や情報共有に関すること
 - (3) 難聴児の支援にかかる連携の強化に関すること
 - (4) 難聴児の支援に関する施策に関すること
 - (5) 難聴児の支援に必要な事項

第3 委員の構成

- 1 検討会は、医療保健関係者、教育関係者、障害福祉サービス関係者、関係団体、区市町村職員及び東京都職員のうちから福祉保健局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 2 委員の数は18名以内とする。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に、委嘱の日が属する年度の次の年度が終了したときは、任期は終了する。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長等

- 1 検討会に座長を置く。
- 2 座長は委員の互選により選出する。
- 3 座長は、検討会を統括し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

第6 部会

- 1 検討会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会は、必要の都度、その検討結果を検討会に報告するものとする。

第7 招集等

- 1 検討会は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

第8 会議の公開

- 1 検討会の会議並びに会議に係る資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。ただし、検討会委員の発議により出席委員の過半数で決議したときは、会議又は会議録等の全部又は一部を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、検討会は必要な条件を付すことができる。

第9 事務局

検討会の円滑な運営を図るため、障害者施策推進部施設サービス支援課に事務局を置き、検討会の庶務は事務局において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年 1月24日から施行する。